



市の職員数と給与

平成28年度帯広市人事行政の運営状況

市職員の数や給与、勤務条件について、公平性や透明性を高めるため、「帯広市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき公表します。

問い合わせ 職員課（市庁舎5階、☎65・4107、☎65・4108）

職員数

行財政改革や業務の見直しを通して、適正な職員数維持に努めています（表1・2）。また、年齢構成の平準化や技術継承のため、計画的な採用と定年退職者の再任用制度※¹を活用するほか、今後のさまざまな環境変化に柔軟に対応するため、任期付職員制度※²を活用しています。

職員の採用と退職

平成28年度の職員採用者数は80人で正規職員が49人、再任用職員

平均給料額、平均年齢など

（一般行政職）

職員の給料は、職務の内容と責

給与制度

給与制度は、毎年見直しや点検を行っています。

が29人（うち短時間勤務が8人）、任期付職員が2人です。

正規職員の退職者数は、定年退職が39人、その他の理由の退職が18人です。再任用職員の任期満了による退職者数は13人、任期付職員の任期満了による退職者数は5人です。

表1 部門別職員数

各年度4月1日現在
単位：人

	人 数		
	平成28年度	平成29年度	増 減
議 会	11	11	0
総 務	175	177	2
税 務	71	70	－1
労 働	2	2	0
農 林 水 産	41	43	2
商 工	36	37	1
土 木	137	148	11
民 生	227	229	2
衛 生	92	92	0
教 育	204	205	1
消 防	217	205	－12
水 道	55	56	1
下 水 道	21	21	0
そ の 他	65	68	3
合 計	1354	1364	10

職員数は一般職に属する職員の数です。短時間勤務の再任用職員は入っていません。

表2 級別職員構成

各年度4月1日現在

職務の級	標準的な職務	人数（構成比）	
		平成28年度	平成29年度
1級	係員	262（19%）	260（19%）
2級	主任補および専門員	360（27%）	383（28%）
3級	主任および主任専門員	230（17%）	210（15%）
4級	係長および主査	249（18%）	265（20%）
5級	課長補佐	107（8%）	100（7%）
6級	課長	82（6%）	84（6%）
7級	企画調整監	36（3%）	33（3%）
8級	部長	28（2%）	29（2%）
合 計		1354	1364

表3 平均給料額、平均年齢など（一般行政職）

各年度4月1日現在

区 分		平成28年度	平成29年度
平均給料月額		30万6100円	30万4700円
平均年齢		40.3歳	40.7歳
初任給	大学卒	17万6700円	17万8200円
	高校卒	14万4600円	14万6100円

表4 期末・勤勉手当

区 分	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月分 (0.65月分)	0.85月分 (0.40月分)
12月期	1.375月分 (0.80月分)	0.85月分 (0.40月分)
合 計	2.60月分 (1.45月分)	1.70月分 (0.80月分)
1人当たり 平均支給額	普通会計分	134万7000円
	企業会計分	134万3000円

（ ）内は再任用職員の支給割合

※4 役職加算額：給料月額×役職による加算5～20%

表5 職員給与費決算額

区 分		普通会計分	企業会計分
職員数(A)		1240人	77人
給 与 費	給 料	44億5771万円	2億8092万円
	職員手当	10億5122万円	5241万円
	期末・勤勉手当	16億7159万円	1億 341万円
	計(B)	71億8052万円	4億3674万円
1人当たりの給与費(B/A)		579万742円	567万1948円

職員数は平成28年4月に給料を支給した職員の数(国保、介護、後期高齢者医療、ば んえい会計分を除く)です。

表6 人件費

区 分	普通会計分	企業会計分
歳出額(A)	818億9850万円	145億7046万円
純損益または実質収支	—	10億2877万円
人件費(B)	110億54万円	5億8017万円
人件費率(B/A)	13.4%	4.0%
(参考)平成27年度人件費率	13.7%	3.8%

◇退職手当
・定年退職 勤続25年の場合は34・58月分、勤続35年の場合は49・59月分。1人当たりの平均支給額

各種手当

（一般行政職）

帯広市は平成28年度が100・5で、平成27年度から0・4ポイント増えました。

任に応じた級と号俸から成る給料表で定めています。（表3）

ラス・パイレス指数※³

は2234万円でした。

・自己都合退職 勤続25年の場合は29・15月分、勤続35年の場合は41・33月分。1人当たりの平均支給額は1360万円でした。

◇期末・勤勉手当

基礎額（給料月額に扶養手当などと役職加算額※⁴を加えた額）に区分ごとの月数を乗じた額を、6月と12月に支給します。（表4）

◇その他の手当

・扶養手当 1年の収入総額が130万円未満の扶養親族のある職員に支給します。

国の制度と同様に、配偶者1万3000円、配偶者以外の扶養親族1人につき6500円支給します。満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき5000円加算されます。

・通勤手当 2キロメートル以上の通勤に自家用車やバスなどを利用している職員に対し、通勤距離や運賃の額に応じて支給します。

・住居手当 借家の場合のみ家賃

額に応じ、最高2万7000円支給します。

・時間外勤務手当 正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給します。平成28年度の支給額は、支給職員1人当たり平均月額2万5689円でした。

他に、管理職手当・単身赴任手

当・寒冷地手当・休日勤務手当・市立高等学校教員に支給する特殊勤務手当などがあります。

職員給与費決算額

給与費は、毎月の給料と扶養手

当や時間外勤務手当などの諸手当、民間企業の賞与にあたる期末・勤勉手当などを合わせたものです。

決算額は市長と副市長、監査委員、公営企業管理者、教育長の給与を含めた金額です。（退職手当は除く）（表5）

人件費

人件費には、職員の給与・退職

手当・共済費の事業主負担分のほか、市議会議員や審議会などの委員に支払う報酬も含まれています。（表6）

※1 再任用制度

定年退職した職員などを任期を定めて再雇用し、公務で培った知識や経験を広く活用する制度です。

※2 任期付職員制度

専門性を必要とする業務や期間が限定される業務などに対応するため、任期を定めて、職員を採用することができるとする制度です。

※3 ラスパイレス指数

一般行政職について、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給料水準を示したものです。

特別職などの給料・報酬・諸手当

市長や副市長といった特別職の給料・報酬は、市内の公共的団体の代表者などで構成する帯広市特別職報酬等審議会の報告などをもとに決定しています。（表7）

表7 特別職などの給料・報酬・諸手当

	市 長	副市長	
給料月額	100万5000円	80万5000円	
期末手当	[6月期] 2.075月分 [12月期] 2.225月分 (給料月額＋役職加算額) × 期末手当月数 ※役職加算額: 給料月額× 20%		
寒冷地手当 (月額)	[11月～3月に支給] 世帯主で扶養親族がいる場合 2万6380円 世帯主で扶養親族がいない場合 1万4580円		
退職手当 (在職月数 1 月につき)	$\frac{\text{給料月額} \times 38.25}{100}$		$\frac{\text{給料月額} \times 31.88}{100}$
	議 長	副議長	議 員
報酬月額	58万円	51万円	47万円

勤務・勤務条件・職員研修など

職員の勤務条件は、地方公務員法に基づき、国や他の地方公共団体の職員との間にバランスを失わないよう考慮しながら条例で定められています。また、職員の資質向上のため、計画的に研修を実施

しています。

勤務時間と休憩

勤務時間は1日7時間45分、1週間38時間45分です。休暇は年次有給休暇・病気休暇・特別休暇（産前産後・忌引・夏季休暇など）・介護休暇などがあります。

年次有給休暇は1年に20日与えられ、その年に使用しなかった日数は、20日を限度に翌年に繰り越します。平成28年の職員1人当たりの平均取得日数は8・8日でした。

服 務

市民の疑惑や不信を招くことがないよう、職員に対して倫理保持、交通安全などについての注意喚起を行っています。

職員が営利企業などに従事することは制限されますが、職務遂行に影響を及ぼさないと判断される場合は、許可を受け従事できます。平成28年度は参議院議員通常選挙の投票票事務など合計で367件を許可しました。

勤務成績の評定

勤務成績の評定は条件附採用職員（新規採用職員）の正式採用時や昇格時、昇給時、期末・勤勉手当の支給時に実施しています。

職員の育成のための取り組み

地方自治体における、さまざまな課題に対し、適切に対応し、市民から信頼される組織・職員づくりのために、人材育成推進プランを作成し、必要な能力開発、意識の向上に努めています。

平成28年度の研修受講者数は、新規採用職員研修や役職別の基本

研修が1440人、特別研修が1044人、専門研修機関や先進地などへの派遣研修が24人でした。

職員の福祉と利益の保護

職員の福利厚生増進の取り組みのうち、共済事業などは北海道都市職員共済組合が、その他の事業の一部は、市から委託を受けた帯広市職員福利厚生会が実施しています。このうち、職員の人間ドック受診と定期健康診断の再検査に係わる事業費の一部を助成しています。また、職員が公務上の災害を被った場合の救済を目的とした公務災害補償制度があります。

平成28年度の災害件数は、公務災害が10件、通勤災害は1件でした。

分限処分と懲戒処分

分限処分は、心身の問題や刑事事件での起訴などにより、職務が十分に果たせない場合に、公務の能率維持を目的として行います。平成28年度は心身の問題で、16人が分限処分（休職）になりました。懲戒処分は、職員の義務違反に対し、道義的責任を問い、公務遂行の秩序を維持することを目的として行います。平成28年度は9人が懲戒処分（戒告2件、減給6件、停職1件）になりました。

不服申し立て・措置要求

平成28年度は、分限処分や懲戒処分といった不利益処分に対する職員からの不服申し立て、苦情相談、勤務条件に関する措置の要求はありませんでした。

市長コラム

夢かなうまち
おびひろ

言葉を伝える

帯広市長 米沢 則寿



毎月、皆さんにお届けしているこの「広報おびひろ」は、視覚障害者向けの音声版や点字版も作成し、配布しています。

先日、音声版「声の広報おびひろ」の作成にボランティアで協力をいただいたいる帯広朗読研究会「なすの会」の皆さんと懇談する機会がありました。「音訳は、発音や口調、文節の切り方など、ほんのちよつとした違いで、言葉の意味や伝わり方が違ってくるもの。そのことに細心の注意を払い、聞いてくださる視覚障害者の方々を思いながら、優しく語りかけることを心掛けています」といったお話を伺いました。

作成に当たっては、単に原稿を読み上げるだけではなく、視覚障害者にとって音声だけでは理解しにくいと思われる言葉の読みを、正しく伝わるようにするなどの準備を行った上で、発声の細部に至

るまで留意し、「分かりやすく伝える」ことに力を注いでいる。その真摯な姿勢に心を打たれました。

「相手の言葉が理解できない」あるいは「自分の言葉が理解されない」「伝えたことが誤解された」など、言葉が相互にうまく伝わらない経験は、誰もがもちかなのではないのでしょうか。言葉は、互いの意思疎通を図るための手段ですが、私たちの考え方や価値感人がそれぞれ異なるように、言葉の使い方や受け止め方も多様です。同じ言葉や表現でも、相手を喜ばせたり、反対に悲しませたり、時に怒らせたりする場合もあります。

相手の立場を思いやり、尊敬語、謙讓語、丁寧語を使い分けてきた日本人ですが、最近では、さまざまな立場にある人が、相手への配慮に欠ける主張や相手を傷つける発言をしたとの報道が目につきます。「言葉は心の使い」ということわざがあるように、日常の心のありようが言葉遣いに自然と表れてしまうのかもしれませんが。

「相手の立場や気持ちを考え、適切な言葉や表現で、相手に分かりやすく伝えることができているだろうか」「相手の言葉の意図を的確に受け止められているだろうか」。なすの会の皆さんの姿勢とも重ね合わせながら、そんな思いに至りました。

人々が互いを尊重し合いながら、心が通じ合う優しい言葉や心地よい言葉で、互いに元氣や明るさをもたらす会話が交わされているまち。外から訪れる人が、この地域に暮らす人たちのこうした会話から、おおらかさや穏やかさ、そして品格を感じてもらえる十勝・帯広になると素晴らしいと思います。